

# We Do! 第6期女性チャレンジ委員会が始動



## 男女共同参画情報コーナー



～一人ひとりが幸せを実感できるまちへ～

【編集】＝「とらいあぐる」編集員

【問合せ】＝本庁企画政策部 コミュニティ課  
男女共同参画グループ  
☎(23)5111(内線 4612)



女性50人委員会は、市政に市民の声を幅広く反映させるため、平成17年に活動を開始しました。今回、「女性チャレンジ委員会」と改称し、平成29年3月までの2年間の任期で、第6期がスタートしました。

今期から、定員は30人程度になりますが、女性の社会参画をさらに推進します。また、**任期満了となる委員の地域活動への参画支援など、女性の活躍を総合的に支援**していきます。

第1期から4期までは、市政に対する提言を行う、いわば、サービスを受ける側の視点に立った活動を展開してきました。

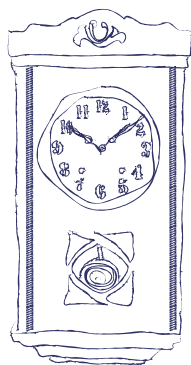
第5期からは、「多様な生活を送る市民一人ひとりの人権を尊重するために、行政サービスにだけ頼るのではなく、私たち自身で何ができるか」をテーマに、調査・研究を行っています。

私たちはサービスを受ける側であると同時に、提供をする側でもあるという視点に立ち、「地域づくり事業構想」の策定に取り組みます。

地域住民の身近に存在するからこそ、一人ひとりにより深く寄り添うことができる...だから We Do!

### 2015年 鹿児島県男女共同参画週間事業 男女共同参画が贈りたいアナタへのメッセージ

個人の幸福と  
社会の活力を  
共にかなえるために...  
～今、わたしのミライに向けて  
考える練習をはじめよう!～



2015.7.25-7.31



#### 7月25日(土) かがしま県民交流センター

- ダイアログカフェ1 13:30～  
仕事と生活ってそもそも分けて考えられますか?  
～ワークライフバランスについて～
- ダイアログカフェ2 13:30～  
フェアとケアの相乗効果  
～ダイバーシティについて～
- 全体会&講演会 15:30～  
その人が望むよりよい生活の実現を支えるために  
～「就労」「働く」ことを改めて考える～  
講師 西岡 正次さん(大阪地域職業訓練センター就労支援室長)

So...Now...Thinking!  
2015-男女共同参画週間は、ワタシが、アナタが、求める幸福の姿にすべての人が、もっと自由にアプローチできる社会の姿を求めて、その鍵となり新しい価値をひらくはずのキーワードを手掛かりに多様なアナタとの多様な価値を重ねる対話を通してワタシを起点に考える週間事業を実施します。

鹿児島県男女共同参画センターと  
かがしま女性政策研究会との協働により開催します!

### 福祉サービス利用支援事業

日常生活自立支援事業ともいいます。判断能力に不安のある高齢者や障害者が、地域で安心して暮らせるように、次のようなサービスを行っています。

### 成年後見制度

認知症や知的障害・精神障害などによって、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利や財産を守る援助者(成年後見人など)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。成年後見制度は、**法定後見制度**と**任意後見制度**の二つがあります。

### 任意後見制度

審判の申し立てができるのは、本人、配偶者、四親等内の親族などに限られます。親族がいない場合や親族の協力が得られない場合は、市長が申し立てることもできます。

住み慣れた地域で安心して暮らしていきたいという思いは、誰しもが持っていると思います。しかし、高齢や障害などの理由により、判断能力が十分でなかったりして、日常生活に心配や不安を抱かれる方々も多いのではないのでしょうか。

### 法定後見制度

すでに判断能力が十分でない方のために、親族などが家庭裁判所に申し立てを行い、家庭裁判所の審判によって、その方の判断能力に応じ、「成年後見人」「保佐人」「補助人」のいずれかの援助者を選任し、支援する制度です。

### 任意後見制度

現時点で判断能力に問題がなくても、将来に備えて援助者を選び、どのような支援をしようかをあらかじめ契約しておく制度です。

### 市社会福祉協議会権利擁護センターをご利用ください。

同センターでは、福祉サービス利用支援事業や成年後見制度の利用に関する相談、制度普及や利用促進の事業をはじめ、同協議会が成年後見人となるための法人後見事業などにも取り組んでいます。



任意後見監督人とは、本人に代わって、任意後見人の仕事をチェックしてくれる人のことです。

本人の判断能力が低下した場合、家庭裁判所に任意後見監督人を選任する手続きを申し立て、選任されることで、初めて契約の効力が生じます。この申し立ては、本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者(契約を締結した方)に限られます。

# 福祉サービス利用支援事業・ 成年後見制度をどう存じますか

制度を知って、将来に備えを

【問合せ】  
本庁高齢・介護福祉課高齢者福祉グループ  
☎(23)5111(内線2674)  
市社会福祉協議会 権利擁護センター  
永利町4107番地1(市総合福祉会館内)  
☎(29)5587